

まちづくり局一級建築基準適合判定資格者登録等助成要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、一級建築基準適合判定資格者及び当該資格者検定の受検に必要な一級建築士の資格を登録するまちづくり局職員に対し登録免許税等の助成を行うことにより、資格取得者の確保を図り、もって円滑な業務遂行や行政サービスの向上等に寄与することを目的とする。

（助成対象資格等）

第 2 条 助成金の交付対象となる資格及び助成金の額は、次のとおりとし、予算の範囲内において交付を行うものとする。

資 格	助 成 金 の 額	
一級建築基準適合判定資格者	登録免許税	全額
一 級 建 築 士	登録手数料	全額
	登録免許税	全額

（対象職員）

第 3 条 前条の助成金の交付対象となる職員は、次の各号に掲げる資格ごとに当該各号のアからウまでの要件を全て満たす者とする。ただし、再任用職員、任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。

(1) 一級建築基準適合判定資格者

- ア 過去に一級建築基準適合判定資格者の登録を受けていない者
- イ 次条に基づく助成金の交付申請時及び第 5 条第 2 項に基づく交付の決定通知時にまちづくり局に所属する職員である者
- ウ 職種が建築職である者

(2) 一級建築士

- ア 過去に一級建築士の登録を受けていない者
- イ 第 4 条に基づく助成金の交付申請時及び第 5 条第 2 項に基づく交付の決定通知時にまちづくり局に所属する職員である者
- ウ 職種が建築職である者

（交付の申請）

第 4 条 助成金の交付を受けようとする者は、一級建築基準適合判定資格者登録等助成金交付申請書（第 1 号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 一級建築基準適合判定資格者

- ア 一級建築基準適合判定資格者登録証の写し又は収入印紙貼付後の一級建築基準適合判定資格者登録申請書の写し
- イ 一級建築基準適合判定資格者検定合格通知の写し

(2) 一級建築士

- ア 一級建築士免許証の写し又は登録免許税納付書の領収証書及び申請手数料の払込受付証明書貼付後の一級建築士免許申請書の写し
- イ 一級建築士試験合格通知の写し

(交付の決定等)

第5条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは申請内容を審査し、交付の適否を決定するものとする。

- 2 前項の規定により助成金の交付の適否を決定したときは、一級建築基準適合判定資格者登録等助成金決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(請求)

第6条 前条の規定に基づき助成金の交付決定を受けた者は、一級建築基準適合判定資格者登録等助成金交付請求書（第3号様式）を速やかに市長に請求するものとする。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに請求者に助成金を交付するものとする。

(役割)

第7条 助成金の交付を受けた者は、資格取得により得た知識や経験等を業務に活用するとともに、他の職員の指導及び育成を行うなど、その積極的な活用を図るよう努めるものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、助成金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した助成金の返還を命ずるものとする。

- (1) 川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）第14条の各号の規定に該当するとき。
- (2) 助成金の交付を受けた年度の最終日から3年以内に職員の身分を失ったとき（死亡、疾病その他市長がやむを得ない理由があると認める場合を除く。）。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、まちづくり局長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に第2条に掲げる資格を登録した者について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。